

教育職員免許状の再交付(破損、紛失等による)申請について

教員免許状を紛失、破損等したことにより、再交付を希望される方で、電子申請を利用する場合の手続きは、次の流れで行ってください。

再交付を受ける免許状が「大分県教育委員会が授与した免許状であるかどうか」、「未更新等により失効していないか(現に有効な免許状であるかどうか)」を確認し、下記1へ進んでください。

*他都道府県教育委員会が授与した免許状の再交付手続きは大分県ではできません。

*大分県教育委員会が授与した免許状であっても、未更新等により『失効』している場合、再交付手続きはできません。

1 添付書類等の準備

(イ) 履歴書(第2号様式)

(ウ) 破損した免許状の原本(破損による再交付の場合のみ)

(エ) 紛失等に関する官公署の証明書

※ 最寄りの消防署や警察署等で「遺失届」の手続きを行い、その際発行されたもの(「受理番号」が記載されたもの)を提出してください。

(オ) 紛失届(別記様式第1号)

※ 最寄りの消防署や警察署等で「遺失届」の手続きを行ったものの、「受理番号」が記載された証明書等(上記「(エ)」)が発行できなかった場合のみ提出してください。

(カ) 返信用封筒(角型2号サイズで、490円分〔再交付をする免許状が3枚以上の場合は、560円分〕の切手を貼付したもの。)

※ 教育職員免許状再交付申請書(第5号様式)は、電子申請上で作成・提出となりますので、紙媒体での提出は不要です。

2 アカウントの作成、ログイン

(1) 右記2次元コードを読み取る、または下記URLにアクセスしてください。



【URL】

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure-alias/menkyo-saikouhu>

(2) 下記①～③いずれかの方法でログインしてください。

① Google でログイン

② LINE でログイン

③ メールアドレスでログイン

※ ③でGraffer アカウントがない(初めて利用する)場合は、「新規アカウント

作成」から新規作成してください。

※ 次回以降（大分県電子申請システムを利用した別の申請手続きを含む）も使用できるため、アカウント作成に用いたメールアドレス及びパスワードは忘れないでください。

3 ログイン完了後、申請開始ページに移ります。

- (1) 利用規約をお読みいただき、「利用規約に同意する」にチェックしてください。
- (2) 「申請に進む」を押してください。

※ 利用規約の同意が未チェックの場合、(2) は押せません（反応しません）。

4 申請フォームに沿って、正しく情報を入力し、必要項目の入力が終わったら送信してください。

※ 手数料（再交付1件につき、1,100円）は、申請時に電子申請システム上で、クレジットカードにより納付をしていただきます（現在、システム上で対応している支払方法は「クレジットカード」のみです）。

※ 申請後に、申請の取下げや差戻しがあった場合は、決済キャンセルとなります（返金します）。

5 上記1で準備した書類等を郵送または持参してください。

【提出先】

〒870-8503 大分県大分市府内町3丁目10番1号
大分県教育庁教育人事課 採用試験・免許班

※ 必要書類の提出がされなければ審査（教育委員会での事務処理）が始められませんので、できるだけ速やかに提出をお願いします。

6 申請の「完了」通知を確認する

- ・ 教育委員会での審査が終わると、「完了」したことをメールで通知します。
- ※ 申請内容に不備があり、申請を受け付けられなかった場合は、「差戻し」をします（この「差戻し」が行われた場合も、その旨がメールで通知されます）。

7 再交付された免許状を受領

- ・ 返信用封筒により、再交付した免許状を送付しますので、お受け取りください（簡易書留で発送します）。
- ・ 同封している「受領書」を記入し、提出してください（普通郵便で可）。

◎毎月25日（25日が閉庁日の場合は、その前閉庁日）までに添付書類等が到着した申請を当月分として処理します（書類不備がある場合を除く）。この場合、当月末日付で免許状が再交付されます。

※ただし、発行事務作業の都合上、再交付後の免許状発送は翌月中旬頃となります。